※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※適合判定通知書番号欄
平成　年　月　日		平成　年　月　日
第　　号		第　　号
係員印		係員印

（注意）
①　申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
②　数字は算用数字を用いてください。
③　※印のある欄は記入しないでください。

第十八号の四様式（第三条の九関係）（Ａ４）

建築基準法第６条の３第４項の規定による
適合判定通知書

第　　号
平成　年　月　日

建築主　　様

知事　　印

下記による構造計算適合性判定申請書に記載の計画は、建築基準法第６条の３第１項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合していることを証明する。

記

１．申請年月日　　平成　年　月　日
２．建築場所
３．建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

第十八号の五様式（第三条の九関係）（Ａ４）

建築基準法第６条の３第４項の規定による
適合しない旨の通知書

第　　号
平成　年　月　日

建築主　　様

知事　　印

別添の構造計算適合性判定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第６条の３第１項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができません（①審査請求があつた日から３か月を経過しても裁決がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。

（理由）

第十八号の六様式（第三条の九関係）（Ａ４）

建築基準法第６条の３第５項に規定する
期間を延長する旨の通知書

第　　号
平成　年　月　日

建築主　　様

知事　　印

下記による構造計算適合性判定申請書は、下記の理由により建築基準法第６条の３第４項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第５項の規定により通知します。

記

１．申請年月日　　平成　年　月　日
２．建築場所

（理由）
（延長する期間）
（備考）

第十八号の七様式（第三条の九関係）（Ａ４）

建築基準法第６条の３第６項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第　　号
平成　年　月　日

建築主　　様

知事　　印

下記による構造計算適合性判定申請書は、下記の理由により建築基準法第６条の３第１項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができないので、同条第６項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができません（①審査請求があつた日から３か月を経過しても裁決がないとき②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。

記

１．申請年月日　　平成　年　月　日
２．建築場所

（理由）
（備考）